

平成 21 年 10 月 28 日
東京都感染症対策本部
福祉保健局

新型インフルエンザに関する東京都の対応等について（第 238 報）
(医療従事者以外の優先接種対象者へのワクチン接種の開始について)

東京都では、医療従事者以外の優先接種対象者への新型インフルエンザワクチン接種開始日を決定しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 接種開始日及び優先接種対象者

(1) 平成 21 年 1 月 9 日（月）

- ① 妊婦（保存剤添加のワクチン）
- ② 基礎疾患有する方のうち 1 歳から小学校 3 年生に相当する年齢の方
- ③ 基礎疾患有する方のうち入院患者など重症者

(2) 平成 21 年 1 月 16 日（月）

- ① 妊婦（保存剤無添加のワクチン）
- ② 上記 1 (1)②及び③以外の基礎疾患有する方 ※
- ③ 幼児（1 歳から未就学児まで）※

※ 国スケジュールで 12 月上旬接種開始予定の優先接種対象者について、前倒し実施

2 ワクチン納入量の概数（成人換算）

1 月 9 日接種開始分 約 122,000 回分

1 月 16 日接種開始分 約 340,000 回分

（うち保存剤無添加のワクチン約 24,000 回分）

3 ワクチン納入量決定の考え方

(1) 1 月 9 日接種開始分

小児科医療機関及び入院医療機関に重点配分した。

(2) 1 月 16 日接種開始分

各医療機関の接種対応可能数等を考慮して配分した。

4 かかりつけ患者以外にも接種を行う医療機関

約 4,800 医療機関

この医療機関リストは、本日以降準備が整った区市町村から、各区市町村のホームページで公表します。

5 接種の予約等について

(1) 妊婦の方

ア 11月16日接種開始の「保存剤無添加のワクチン」を希望される方は、接種日等について、かかりつけの産科医にお問い合わせください。

イ 11月9日接種開始の「保存剤添加のワクチン」を希望される方は、かかりつけの産科医にご相談の上、接種日等について、上記4の医療機関リストにある内科の医療機関にお問い合わせください。

(2) 妊婦以外の方

ア かかりつけ医がいる方

まず、かかりつけ医に接種してもらえるかどうか問い合わせてください。かかりつけ医で接種できない場合には、かかりつけ医で「優先接種対象者証明書」の発行を受けた上で、上記4の医療機関リストにある医療機関で予約してください。

イ かかりつけ医がない方

4の医療機関リストにある医療機関で予約してください。

6 今後の予定

上記以外の優先接種対象者の接種開始日については、今後、ワクチン出荷日の確定等を踏まえて決定次第、都のホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課

電話 03-5320-4482